

2026 年 10 月 20 日

各 位

本店所在地	東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号
会社名	ネクセラファーマ株式会社 (コード番号 4565 東証プライム)
代表者	代表執行役社長 CEO クリストファー・カーギル
問い合わせ先	IR 部
電話番号	03-5962-5718 (代表)

**今後の執行役向け RSU 付与の見直しならびに
執行役向け業績連動型ストックオプションプランの導入および
同プランに基づく新株予約権の発行に関するお知らせ**

ネクセラファーマ株式会社（以下「当社」）は、報酬委員会において、当社の執行役 3 名を対象とする中長期の業績連動型報酬制度として「執行役向け業績連動型ストックオプション／新株予約権プラン」（以下「本プラン」）の導入を決定するとともに、本日開催の取締役会において、本プランに基づき第 36 回新株予約権（以下「本新株予約権」）を発行することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

本新株予約権は 5 つのトランシェ（区分）で構成され、各トランシェは、5 年間の業績評価期間中のいずれかの連続する 20 取引日において、当社普通株式の日次出来高加重平均価格（VWAP）の算術平均値が、トランシェごとに定める株価ハードルに達した場合にのみ権利確定します。株価ハードルは 2,200 円から 10,000 円までの 5 段階です。株価が大きく上昇し、その水準が一定期間維持された場合に限り権利が確定する仕組みとすることで、経営陣と株主の皆様の利害をより厳密に一致させ、当社事業の中長期的な発展を後押しすることを目的としています。

また、報酬委員会は、本プランの導入にあわせ、中長期の報酬に占める業績連動型報酬の割合を高める観点から、対象となる執行役に対する在任期間を条件とした事後交付型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット、以下「RSU」）の今後の付与水準を見直す方針です。当該見直しは、通常の報酬決定プロセスに合わせ、2027 年初めに開催予定の報酬委員会において行う予定です。

1. 本プラン導入の目的および理由

当社（当時のそーせいグループ株式会社）は、2019 年 3 月、役職員が株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価および企業価値の向上に積極的に取り組むことを目的として、RSU および業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット、以下「PSU」）を導入しました。

今般、報酬委員会は、執行役の報酬を持続的かつ長期的な株主価値の創出により直接的に連動させるため、本プランの導入を決定しました。本プランは、2019 年に導入した PSU の業績連動の考え方を発展させたもの

ですが、業績評価期間終了後に株式を交付する PSU とは異なり、新株予約権を用いる制度です。

本新株予約権は、在任期間の経過のみによって権利が確定するものではなく、連続 20 取引日の平均 VWAP で測定される厳格な株価ハードルを継続的に達成した場合に限り権利が確定します。また、原則として割当日から 3 年間は行使できないこととしており、中長期にわたる企業価値および株主価値の向上に向けた継続的な取組みを促す設計としています。

なお、本プランに定める株価ハードルは、本新株予約権の権利確定の判定のみに使用するものであり、当社の将来の株価、時価総額、財務業績または事業計画に関する予想、目標もしくは保証を示すものではありません。

2. 本新株予約権の概要

項目	内容
割当対象者	当社の執行役 3 名
新株予約権総数	66,500 個
本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類および数	当社普通株式 100 株
目的となる株式の種類および最大数	当社普通株式 6,650,000 株
本新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
行使価額	当社普通株式 1 株当たり 1 円（いわゆる株式報酬型ストックオプションとして一般的な名目的金額であり、株価ハードルが達成された場合に限り本新株予約権の行使が可能）
割当日	2026 年 11 月 20 日
業績評価期間	割当日から 5 年間
行使期間	割当日の 3 年後の日から 10 年後の日まで。ただし、行使期間の末日が日本における銀行休業日である場合には、その直前の銀行営業日を末日とする。
追加付与等	本プランに基づく追加付与は行わず、失効した本新株予約権は再付与または再配分しない
発行の性質	職務執行の対価として付与する業績連動型報酬であり、特に有利な条件による発行には該当しない

本新株予約権のその他の条件については、別紙に記載しています。

3. 割当対象者および割当数

割当対象者	各トランシェの新株予約権数	新株予約権総数	目的となる株式の最大数
クリストファー・カーギル 取締役会会長、代表執行役、社長兼 CEO	10,000 個	50,000 個	5,000,000 株
野村 広之進 執行役兼 CFO	2,200 個	11,000 個	1,100,000 株
前田 敏宏 執行役兼 COO	1,100 個	5,500 個	550,000 株
合計	13,300 個	66,500 個	6,650,000 株

報酬委員会は、各対象者が担う全社戦略、財務・資本政策および事業運営に関する責任ならびに本プランの目標達成に向けて期待される役割を総合的に勘案し、上記の割当数を決定しました。

4. 株価ハードルおよび権利確定条件

各新株予約権者に割り当てられる本新株予約権は、5 つの均等な区分（以下、それぞれを「トランシェ」といいます。）に分けられ、各トランシェには以下の株価ハードル（以下「株価ハードル」）を適用します。

トランシェ	株価ハードル	新株予約権数 (全対象者)	対象株式数	累計対象 株式数
第 1	2,200 円	13,300 個	1,330,000 株	1,330,000 株
第 2	3,350 円	13,300 個	1,330,000 株	2,660,000 株
第 3	4,500 円	13,300 個	1,330,000 株	3,990,000 株
第 4	6,500 円	13,300 個	1,330,000 株	5,320,000 株
第 5	10,000 円	13,300 個	1,330,000 株	6,650,000 株

業績評価期間中のいずれかの連続する 20 取引日において、当社普通株式の日次 VWAP の算術平均値が該当する株価ハードル以上となった場合、当該 20 取引日の最終取引日にその株価ハードルが達成されたものとします。達成判定はローリング方式で行います。

各トランシェは、株価ハードルが達成された日に対象者が当社の執行役である場合に限り権利確定します。業績評価期間終了時までには株価ハードルが達成されなかったトランシェは、その全部が失効します。

5. その他の主な条件

項目	主な内容
権利確定後の行使	権利確定と行使可能性は別個のものです。割当日の3年後の日より前に権利確定したトランシェは同日から、同日以後に権利確定したトランシェは権利確定日から行使可能となり、いずれも割当日の10年後の日までに行使する必要があります。
退任時の取扱い	対象者が、死亡、疾病、負傷もしくは障害、引退、再任を伴わない任期満了（本人の責めに帰すべき事由による不再任を除きます。）、書面による相互の合意、またはその他、報酬委員会が報酬方針に整合する形で適格退任者に該当すると判断する事由により執行役を退任する場合、当該対象者は適格退任者（Good Leaver）に該当します。適格退任者は、退任日までに権利が確定したトランシェのみを保持し、退任日と行使期間の初日のいずれか遅い日から12カ月間、これを行行使することができます。ただし、いかなる場合も、行使期間の満了日を超えて行使することはできません。未確定のトランシェは、いかなる場合も退任時に失効するため、退任後に株価がどのように推移したとしても、新たに権利が確定することはありません。不適格退任者（Bad Leaver。辞任、または本人の責めに帰すべき事由による解雇もしくは解任を含みます。）が保有する本新株予約権は、権利確定の有無にかかわらず、全て失効します。対象者が死亡した場合、その相続人または遺言執行者・遺産管理人等は、適格退任者に適用される期間内に、死亡時点で権利が確定していたトランシェを行行使することができます。
マルスおよびクローバック	報酬委員会は、以下のいずれかの事由が生じた場合、マルス（未確定または未行使の本新株予約権の全部または一部の減額、取消しまたは失効）またはクローバック（行使により交付された株式、その売却代金またはこれらに相当する金銭を対象者から回収すること）を適用することができます。(a)当社グループの財務実績について重大な虚偽表示または修正再表示があった場合、(b)付与内容の決定または株価ハードルの達成の判定に使用したデータまたは計算に重大な誤りがあった場合、(c)対象者による重大な不正行為、詐欺、または法令、規制、社内規程もしくは当社定款の重大な違反があった場合、(d)対象者の行為により当社グループに対する重大なレピュテーション上または財務上の損害等が認められた場合、(e)退任後、当時判明していれば対象者の本新株予約権の失効もしくは減額またはBad Leaverとして取り扱うことを正当化したであろう事実が判明した場合。
支配権の変更	組織再編行為（別紙に記載する種類の合併、会社分割、株式交換または株式移転）が承認された場合、または公開買付けその他の取引により特定の者が当社の議決権の過半数を保有することとなった場合もしくは当該取引が完了すればそのような状態となる場合には、権利確定済みのトランシェは、行使期間の開始前であっても、取締役会が定める期間内に行使することができます。この場合、未確定のトランシェは、当該取引において提示されるまたは支払われる1株当たりの価格が、そのトランシェの株価ハードル以上である場合に限り権利が確定し、同じ期間内に行使することができます。株価ハードルが当該取引価格を上回る未確定のトランシェは、本新株予約権の発行要項に従い、失効または代替の対象となります。したがって、対象者が支配権の変更により利益を得ることができるのは、株主に提示される価格が該当する株価ハードル以上となる範囲に限られます。
譲渡および調整	本プランおよび各対象者との割当契約により、本新株予約権を譲渡し、質入れし、またはその他の処分をすることはできません。また、本新株予約権の発行要項においても、譲渡による本新株予約権の取得には取締役会の承認が必要とされていますが、取締役会は当該承認を行う意向はありません。当社が株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数および各株価ハードルを、その比率に応じて調整し、各ハードルの達成に係る経済的な難易度を維持します。合併、会社分割、減資その他これらに類する企業行動が行われる場合には、対象者の経済的な立場を有利にも不利にも変更しないよう、株式数および株価ハードルを適切に調整します。調整の詳細な条件は、別紙に記載しています。

6. 潜在的希薄化および株主価値との整合性

本新株予約権のすべてが権利確定し、行使された場合に交付される当社普通株式の最大数は 6,650,000 株であり、2026 年 10 月 20 日現在の発行済株式総数 92,615,359 株に対して約 7.2%に相当します。

ただし、この最大の潜在的希薄化が生じるためには、5 年間の業績評価期間中に最終トランシェの 10,000 円を含むすべての株価ハードルが達成され、対象者が在任条件その他の行使条件を満たした上で、すべての本新株予約権を実際に行使する必要があります。各トランシェに対応する潜在的希薄化率は約 1.4%であり、第 1 および第 2 トランシェのみが達成・行使された場合の累計の潜在的希薄化率は約 2.9%です。

なお、当社は、2024 年の RSU 付与時に、株式報酬制度に基づき発行または交付する株式数の累計を発行済株式総数の 10%以内とする上限を設けることを公表しました。当該上限は 2024 年に付与した RSU に関連して設定したものであり、同 RSU の権利確定が完了する 2027 年 5 月以降は適用されなくなる予定でした。本プランはそれに先立って導入するものであり、既存の株式報酬と合わせると当該上限を超えることとなるため、このたび当該上限を撤廃することといたしました。本プランに基づく希薄化は、目的となる株式の最大数を 6,650,000 株に固定していること、本プランに基づく追加付与を行わないこと、および前述の厳格な株価ハードルを設けていることにより抑制されます。

また、前述のとおり、報酬委員会は、中長期の報酬に占める業績連動型報酬の割合を高める観点から、対象となる執行役に対する在任期間を条件とした RSU の今後の付与水準を 2027 年初めに見直す方針です。

報酬委員会および取締役会は、厳格かつ持続的な株価ハードル、3 年間の行使制限、株価ハードルを達成しなかったトランシェの失効、失効した本新株予約権の再付与・再配分の禁止、ならびに報酬委員会が今後の在任期間を条件とした RSU の付与水準を見直す方針であることを総合的に勘案し、本新株予約権の発行による潜在的希薄化は、長期的な株主価値の創出との関係で合理的な範囲にあるものと判断しています。

7. 会計上の取扱いおよび連結業績への影響

IFRS 第 2 号における付与日時点の本新株予約権の公正価値は、独立した第三者評価機関により、当社の株価、株価変動性、各株価ハードル、業績評価期間その他の条件を反映した評価手法を用いて算定します。当社は、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」に従い、各トランシェについて適用される期間にわたり株式報酬費用を認識する予定です。

本件が 2026 年 12 月期の連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせします。

別紙. 第 36 回新株予約権のその他の条件

本別紙は、本新株予約権のその他の条件を定めるものです。本別紙において「新株予約権者」とは、本新株予約権の保有者をいいます。

項目	内容
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項	(i) 本新株予約権の行使により新株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算定される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額とし、1 円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げる。 (ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)に定める資本金等増加限度額から、上記(i)により増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による取得の制限	譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
株式数および株価ハードルの調整	当社が割当日後に株式分割（株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当該分割または併合の比率を乗じることにより調整します。当該調整は未行使の本新株予約権についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てます。調整後の株式数は、株式分割についてはその基準日の翌日（基準日を定めない場合には効力発生日）以降、株式併合についてはその効力発生日以降、これを適用します。株式分割または株式併合が行われる場合、各株価ハードルについても、同時に、株式分割比率で除し、または株式併合比率を乗じたうえで、1 円未満を四捨五入して調整します。割当日後に、当社が合併、会社分割もしくは減資を行う場合、またはその他これらに類する事由により調整を必要とする場合、当社は、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数および各株価ハードルについて適切な調整を行います。
新株予約権の取得に関する事項	当社を消滅会社とする合併契約、当社を分割会社とする会社分割契約もしくは会社分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は、所定の行使の機会をあらかじめ付与した上で、取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。 新株予約権者が本新株予約権を行使することができなくなった場合、または報酬委員会が本プランに基づきマルスを適用した場合、当社は、当該本新株予約権を無償で取得することができます。
組織再編行為時の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換または株式移転（後二者については、当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編」という。）を行う場合、組織再編の効力発生時に残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、以下の条件に従い、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を交付する。この場合、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社が新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以上の取扱いは、当該合併契約、会社分割契約もしくは会社分割計画、株式交換契約または株式移転計画において、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められている場合に限り適用する。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数：各新株予約権者が保有する本新株予約権と同数とする。 (2) 再編対象会社の新株予約権の目的である株式の種類：再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社の新株予約権の目的である株式の数：組織再編の条件を勘案し、上記 2. 記載の「本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類および数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：組織再編後の行使価額である 1 株当たり 1 円に、上記(3)に従い決定される株式数を乗じた金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間：上記 2. 記載の「行使期間」の行使期間の初日または組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、上記 2. 記載の「行使期間」の行使期間の末日までとする。 (6) 資本金および資本準備金に関する事項：上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

	(7) 譲渡による取得の制限：譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要する。 (8) その他の行使条件：本新株予約権の行使の条件に準じて決定するものとし、各株価ハードルについては、組織再編の条件を勘案し、適切に調整する。 (9) 取得事由および取得条件：上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
新株予約権証券	本新株予約権について、新株予約権証券は発行しない。

以上

ネクセラファーマについて

ネクセラファーマ株式会社は、テクノロジーに立脚したバイオ医薬品企業であり、日本および世界中のアンメットニーズにお応えし、患者さまの生活の質を向上させる新しいスペシャリティ医薬品をお届けすることを目指しています。

当社は、価値が高く大規模、かつ成長著しい日本およびAPACの広範な市場で、複数の上市済み製品をはじめ、画期的な医薬品の開発・販売を行うアジャイルで次世代の商業化ビジネスを展開しています。

当社独自の「NxWave™」創薬プラットフォームを活用して、探索から後期臨床段階にある30品目を超えるプログラムからなる幅広いパイプラインの開発を、自社で、あるいは大手製薬企業やバイオ医薬品企業との提携により推進しています。このパイプラインには、ファーストインクラスまたはベストインクラスの候補化合物が含まれ、肥満症・代謝障害、神経疾患・神経精神疾患、免疫疾患・炎症性疾患などの大きく成長する治療分野における主要なアンメットニーズにお応えすることに重点を置いています。

当社は、東京、大阪、ロンドン、ケンブリッジ、バーゼル、ソウルに主要拠点を展開しており、グローバル従業員が活躍しています。

詳しくは、ホームページ www.nxera.life/jp をご覧ください。

LinkedIn: [@NxeraPharma](#)

X: [@NxeraPharma](#)

YouTube: [@NxeraPharma](#)